

サービス付き高齢者向け住宅に係る 不動産取得税の軽減について

サービス付き高齢者向け住宅を新築し、かつ、下記1の要件を満たす場合は、不動産取得税を軽減する制度があります。

この軽減措置を受けるためには、下記のとおり、総合県税事務所に申し出ていただく必要があります。

※サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定する住宅です。

1 軽減の要件

- (1) 令和9年3月31日までに新築していること
- (2) 入居者と賃貸借契約を結ぶものであること
- (3) 床面積が1戸当たり（共用部分を含む）30㎡以上160㎡以下であること
- (4) 主要構造部が耐火構造、準耐火構造、その他総務省令で定める建築物であること
- (5) 国からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
- (6) サービス付き高齢者向け住宅の戸数が10戸以上であること

2 軽減の内容

- (1) 住宅1戸当たり1,200万円を課税標準から控除
- (2) 土地 次のうちいずれか多いほうの金額を税額から減額
 - ア 45,000円
 - イ 土地の1㎡当たりの価格の2分の1×住宅の延床面積の2倍
(1戸につき200㎡が限度)×3%

3 提出書類

上記1の軽減の要件に該当する場合は、総合県税事務所に次の書類を提出してください。

- (1) 不動産取得税申告書（土地）・・・新たに土地を取得した場合
- (2) 不動産取得税申告書（家屋）
- (3) 住宅の全部事項証明書（写）

- (4) サービス付き高齢者向け住宅の登録通知書（写）
- (5) 国の補助を受けている旨を証する書類（補助金交付決定通知書（写））
- (6) 主要構造部が耐火構造、準耐火構造、その他総務省令で定める建築物であることを証する書類

ア 主要構造部が耐火構造、準耐火構造の建築物の場合

…建築確認済証及び建築確認申請書副本第4面（写）

イ その他総務省令で定める建築物の場合

…構造について建築士の証明書〔建築士免許証（写）及び建築士事務所の登録証（写）を添付〕

- ※ 総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物です。
- 1 外壁及び軒裏が、建築基準法第2条8号に規定する防火構造であること。
 - 2 屋根が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2の2第1号及び第2号に掲げる技術的基準に適合するものであること。
 - 3 天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に15分以上耐える性能を有するものであること。
 - 4 前3号に掲げるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。

(7) 各階の平面図

4 お申出及びお問合せ先

お申出先、お問合せ先	富山県総合県税事務所 課税第二課
電話番号	076-444-4629 076-444-4505
郵便番号	930-8548
住所	富山市舟橋北町1-11（富山総合庁舎1階）
窓口取扱時間	月曜日から金曜日の8:30~17:15 （国民の祝日・休日及び年末年始を除く）

（令和7年3月現在）